

**平成 29 年度 春日井市地域防災計画(風水害等災害対策計画)
新旧対照表 (案)**

平成 29 年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
5	24	第 1 編 総則 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた <u>屋内での待避等</u> の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	第 1 編 総則 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理																				
5	29	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、 <u>積極的な被災者台帳</u> の作成及び活用を図ること。	表記の整理																				
8	1	第 3 章 防災機関等の役割分担 第 1 節 防災機関等 2 県及び県関係機関 <table border="1" data-bbox="288 927 1039 1209"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>(追加)</td> <td>1～3 (略) (追加)</td> <td>1 (略) 2 (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1～5</u> (略)</td> <td><u>4～13</u> (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県	(追加)	1～3 (略) (追加)	1 (略) 2 (略) (追加)		<u>1～5</u> (略)	<u>4～13</u> (略)		第 3 章 防災機関等の役割分担 第 1 節 防災機関等 2 県及び県関係機関 <table border="1" data-bbox="1068 927 1818 1209"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td><u>1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策</u> 2～6 (略)</td> <td>1～3 (略) <u>4 避難の勧告又は指示の市への助言</u> 5～14 (略)</td> <td>1 (略) 2 (略) <u>3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県	<u>1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策</u> 2～6 (略)	1～3 (略) <u>4 避難の勧告又は指示の市への助言</u> 5～14 (略)	1 (略) 2 (略) <u>3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧</u>	対策の追加
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																					
愛知県	(追加)	1～3 (略) (追加)	1 (略) 2 (略) (追加)																					
	<u>1～5</u> (略)	<u>4～13</u> (略)																						
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																					
愛知県	<u>1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策</u> 2～6 (略)	1～3 (略) <u>4 避難の勧告又は指示の市への助言</u> 5～14 (略)	1 (略) 2 (略) <u>3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧</u>																					

頁	行	修正前				修正後				備考
10	24	5 指定公共機関				5 指定公共機関				対策の追加
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		西日本電信電話株式会社	(追加)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	1 応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備 2 (略)	(略)	(略)	
		株式会社 NTTドコモ	(略)	1 (略) 2 (略) (追加)	(追加)	株式会社 NTTドコモ	(略)	1 (略) 2 (略) 3 災害時における携帯電話の通信確保 4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除	被災施設及び設備の早期復旧	
		日本赤十字社(愛知県支部)	1 (略) 2 救助物資の備蓄	1 (略) 2 血液製剤の確保及び給付 3 救助物資の配分 4 (略)	—	日本赤十字社(愛知県支部)	1 (略) 2 救護資材の整備点検	1 (略) 2 血液製剤の確保及び供給 3 救援物資の配分 4 (略)	—	
日本放送協会	1 防災知識の普及に関する放送 2 災害時に備えた放送	気象等予警報、被害状況等の放送	—	日本放送協会	1 防災知識の普及に関する報道 2 災害時に備えた放送	気象等予警報、被害状況等の報道	—			

頁	行	修正前				修正後				備考
			施設の整備 拡充				施設の保守			
		東海旅客 鉄道株式 会社 日本貨物 鉄道株式 会社	(略)	1 災害によ り不通とな った場合の自動 車による代行 輸送及び連絡 社線による振 替輸送等の実 施 2 (略)	(略)	東海旅客 鉄道株式 会社 日本貨物 鉄道株式 会社	(略)	1 災害によ り不通とな った場合の列車 の運転休止、 自動車による 代行輸送及び 連絡社線によ る振替輸送等 の実施 2 (略)	(略)	
13	16	6 指定地方公共機関				6 指定地方公共機関				対策の追加
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		(一社) 愛 知県トラ ック協会	(追加)	(略)	—	(一社) 愛 知県トラ ック協会	緊急輸送対 策非常用備品 等の整備・備 蓄	(略)	—	
14	36	第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、 <u>すべての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。</u> (略) <u>「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、食糧等の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努める。</u>				第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、 <u>市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。</u> (略) <u>災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、自らの安全を確保できる範囲で防災への寄与に努めなければならない。</u>				対策の追加
20	25	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備				第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備				

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>4 人材の育成等</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力 (略)</p> <p>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p>(追加)</p>	<p>4 人材の育成等</p> <p>(3) 防災訓練の指導協力 (略)</p> <p>また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p><u>さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p>	対策の追加
21	7	<p>5 広域応援体制の整備</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定</p> <p>市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を旧尾張北部広域行政圏の5市2町をはじめ関係団体と締結している。</p> <p>(略)</p> <p>イ 民間団体等との協定</p> <p>災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、<u>応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>資料 「資料・様式集」協定等の締結状況(資料5-1~68)</p>	<p>5 広域応援体制の整備</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定</p> <p>市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。</p> <p>イ 民間団体等との協定</p> <p>災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、<u>各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u></p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>資料 「資料・様式集」協定等の締結状況(資料5-1~69)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>地域防災計画(様式・資料集)との整合</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
22	5	(追加)	<p>6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等 市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>	対策の追加
22	21	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(2) 無線通信施設 ア～エ（略） オ 災害時の通信混乱に備え、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。</p> <p>(3) 有線通信施設 ア（略） イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。 ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話の充実に努める。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(2) 無線通信施設 ア～エ（略） オ 災害時の通信混乱に備え、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。</p> <p>(3) 有線通信施設 ア（略） イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。 ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話及び衛星携帯電話の整備の充実に努める。</p>	<p>協定の締結</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
24	13	4 総合防災情報システム (略)	4 総合防災情報システム (略)	

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加)	<p><u>5 防災情報システムの整備</u> <u>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u> <u>また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	対策の追加
25	21	<p>第4節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア 消防本部 消防本部は、防火管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。 イ～エ (略)</p>	<p>第4節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア 消防本部 消防本部は、防火管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い、<u>維持管理</u>等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。 イ～エ (略)</p>	表記の整理
28	20	<p>3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 ア (略) イ 消防本部は、<u>消防法上</u>必要な届出によって高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を使用する施設の実態の把握に努める。 ウ (略)</p>	<p>3 危険物施設の予防対策 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 ア (略) イ 消防本部は、<u>法令上</u>必要な届出によって高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を使用する施設の実態の把握に努める。 ウ (略)</p>	表記の整理
32	4	<p>第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及</p>	<p>第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 警報等や避難指示等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。 (追加)</p>	<p>(1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や民間事業者等</u>と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。 <u>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理 避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加</p>
33	12	<p><u>2 自主防災組織の育成</u> <u>地域における被害の拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの活動、要配慮者への支援、避難所の運営支援など地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。地域での防災活動を効果的に行うため、「自主防災組織設置推進要綱」(昭和49年愛知県防災会議決定)に基づき、地域の実情に応じた自主防災組織を全市的に設置・育成し、災害の発生に備えた日頃からの活動の推進を図るものとする。</u> <u>その際、女性参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 組織の育成 市は、講習会、防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対</p>	<p>(削除) ※本章 第3節に記載</p>	<p>構成の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考						
		<p>する啓発活動に努め、区、町内会、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。</p> <p>(2) 自主防災組織の活動 自主防災組織の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="291 371 1039 443"> <thead> <tr> <th data-bbox="291 371 441 403">区分</th> <th data-bbox="441 371 705 403">平常時の活動</th> <th data-bbox="705 371 1039 403">災害発生時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 403 441 443">(略)</td> <td data-bbox="441 403 705 443">(略)</td> <td data-bbox="705 403 1039 443">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 活動に対する市の支援</p> <p>ア 技術指導の実施 市は、自主防災組織のリーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。</p> <p>イ 資機材の整備 市は、防災器具庫をはじめ可搬式小型動力ポンプ等組織的活動に必要な資機材の整備を支援する。 資料「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用資機材の貸与（資料3-1-(9)）</p> <p>3 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。 なお、県は、市が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。</p> <p>4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 市及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(1) 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域</p>	区分	平常時の活動	災害発生時の活動	(略)	(略)	(略)		
区分	平常時の活動	災害発生時の活動								
(略)	(略)	(略)								

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>防災リーダーのネットワーク化の推進</u> <u>防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</u></p>		
35	5	<p>5 <u>事業所の防災体制の強化</u> <u>事業所は、従業員や利用者の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。</u></p> <p>(1) <u>危険物等の管理体制を強化する。</u></p> <p>(2) <u>防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(3) <u>事業所内における防災訓練を強化する。</u></p> <p>(4) <u>飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。</u></p> <p>(5) <u>地域自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。</u></p>	(削除) ※本編 第6章 第2節 1に記載	構成の整理
35	16	<p>第2節 学校等における防災教育及び安全対策 <u>風水害等の災害時において、児童、生徒、幼・保育園児及び認定こども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校、幼・保育園及び認定こども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。</u></p> <p>1 児童等への防災対策</p> <p>(1) 防災組織の整備 <u>学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。</u> (追加)</p>	<p>第2節 学校等における防災教育及び安全対策 <u>風水害等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児及び認定こども園の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園及び認定こども園（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。</u></p> <p>1 児童等への防災対策</p> <p>(1) 防災組織の整備 <u>学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務の分担、相互の連携等について組織を整備する。</u> <u>また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。</u> <u>なお、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全の確保を最優先する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 防災教育の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 関係職員の専門的知識及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識並びに技能の向上を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害の種別に応じ、学校等の規模及び児童等の発達段階を考慮して、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。</p> <p>ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、十分な効果をあげるよう努める。</p>	<p>(2) 防災教育の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 関係職員の専門的知識の<u>かん養</u>及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん養</u>並びに技能の向上を図る。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害の種別に応じ、学校等の規模、<u>所在地の特性、施設設備の配置状況</u>及び児童等の発達段階を考慮して、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。</p> <p>ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、<u>児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。また、訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備</u>を図る。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
37	21	(追加)	<p><u>第3節 自主防災組織の育成</u></p> <p><u>地域における被害の拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの活動、要配慮者への支援、避難所の運営支援など地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。地域での防災活動を効果的に行うため、地域の実情に応じた自主防災組織を全市的に設置し、災害の発生に備えた日頃からの活動の推進を図る。このため、市及び県は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。</u></p> <p><u>その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者との連携が必要のため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災機関等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	構成の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																		
			<p><u>1 組織の育成</u> 市は、講習会、防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、区、町内会、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。</p> <p><u>2 自主防災組織の活動</u> 自主防災組織の活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時の活動</th> <th>災害発生時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡</td> <td>防災意識の普及及び高揚</td> <td>情報の収集、伝達及び広報</td> </tr> <tr> <td>消 火</td> <td>1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検</td> <td>出火防止及び初期消火</td> </tr> <tr> <td>救出及び救護</td> <td>1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握</td> <td>1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分</td> </tr> <tr> <td>避難誘導</td> <td>避難訓練</td> <td>避難誘導</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>給食及び給水訓練</td> <td>給食及び給水 (避難所運営支援)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 活動に対する市の支援</u> (1) 技術指導の実施 市は、自主防災組織のリーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。 市及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 ア 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した</p>	区分	平常時の活動	災害発生時の活動	情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報	消 火	1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検	出火防止及び初期消火	救出及び救護	1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握	1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分	避難誘導	避難訓練	避難誘導	給食及び給水	給食及び給水訓練	給食及び給水 (避難所運営支援)	
区分	平常時の活動	災害発生時の活動																				
情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報																				
消 火	1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検	出火防止及び初期消火																				
救出及び救護	1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握	1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分																				
避難誘導	避難訓練	避難誘導																				
給食及び給水	給食及び給水訓練	給食及び給水 (避難所運営支援)																				

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p><u>地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 防災リーダーのネットワーク化の推進</u> <u>防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</u></p> <p><u>ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進</u> <u>市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</u> <u>なお、県は、市が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 資器材の整備</u> <u>市は、防災器具庫をはじめ可搬式小型動力ポンプ等組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。</u> <u>資料「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用資器材の貸与（資料3-1-9）</u></p>	
38	9	<p>第3節 防災ボランティアとの連携</p> <p>2 活動の支援</p> <p>(1) 受入体制の整備</p> <p>ア ボランティアの受入に必要な<u>資器材</u>の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>防災拠点</u>等に活動できるスペースの確保を図る。</p> <p>ウ～オ (略) (追加)</p>	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>2 活動の支援</p> <p>(1) 受入体制の整備</p> <p>ア ボランティアの受入に必要な<u>資機材</u>の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>災害救援ボランティアセンター</u>等に活動できるスペースの確保を図る。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ <u>防災訓練等においてボランティア関連団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 活動の啓発 <u>防災訓練等を通じて、ボランティア活動に対する意識の高揚を図る。</u> また、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</p>	<p>(2) 活動の啓発 市及び県は、<u>ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、防災訓練等を通じて普及啓発を行う。</u> 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、<u>広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常活動で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p>	対策の追加
39	25	<p>第4節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 2 避難行動要支援者対策 (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。 イ 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。 ウ (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を</p>	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 2 避難行動要支援者対策 (2) 避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、<u>外国人</u>等の情報を把握するものとする。 イ 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿、<u>(災害時要援護者名簿をもって、これにあてることができる。以下同じ。)</u>を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。 ウ (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる<u>説明及び意思確認</u>により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについ</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		行う。	て周知を行う。	
40	28	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) <u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が</u> 、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) <u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ</u> 、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。	表記の整理
42	21	10 避難行動の促進対策 (4) <u>さまざまな環境下にある住民等に対して</u> 気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	10 避難行動の促進対策 (4) <u>さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して</u> 気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	対策の追加
42	24	第5節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1)～(4) (略) (追加) (5) <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> (6) (略)	第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること</u> (6) <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u> (7) (略)	避難情報の名称変更 対策の追加 表記の整理
44	1	3 <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u> 避難勧告又は指示を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めてお	3 事前準備 避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		くとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 (追加)	とともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、 <u>躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u>	対策の追加
44	6	第6節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。 <u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u>	対策の追加
45	16	2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市町村における措置 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 資料 水防法第15条第1項第3号の施設（資料1-10）	2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に関する措置 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域に関して、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 資料 「様式・資料集」水防法第15条第1項第4号ロの施設（資料1-10）	表記の整理 地域防災計画（様式・資料集）との整合
45	23	第7節 帰宅困難者対策 (略)	第8節 帰宅困難者対策 (略)	表記の整理
47	11	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 (2) 防火地域及び準防火地域の指定 (略)	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 (2) 防火地域及び準防火地域の指定 (略)	新たに準防火地域から防火地域に指定されることに伴う変更

頁	行	修正前	修正後	備考												
		防火地域及び準防火地域の指定状況 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>区分</td> <td>防火地域</td> <td>準防火地域</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>37 ha</td> <td>2,102 ha</td> </tr> </table>	区分	防火地域	準防火地域	面積	37 ha	2,102 ha	防火地域及び準防火地域の指定状況 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>区分</td> <td>防火地域</td> <td>準防火地域</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>38 ha</td> <td>2,101 ha</td> </tr> </table>	区分	防火地域	準防火地域	面積	38 ha	2,101 ha	
区分	防火地域	準防火地域														
面積	37 ha	2,102 ha														
区分	防火地域	準防火地域														
面積	38 ha	2,101 ha														
49	10	2 宅地等の安全対策 (8) ハザードマップの作成及び周知 (略) なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。 (追加)	2 宅地等の安全対策 (8) ハザードマップの作成及び周知 (略) なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。 (9) <u>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置ア 計画の策定等</u> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u> (7) <u>計画の策定</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告</u> (イ) <u>訓練の実施</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u> イ <u>実施状況の確認等</u> <u>市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。</u> (9) (略) (10) (略)	表記の整理 土砂災害防止法の改正に伴う修正												
		(9) (略) (10) (略) 資料 「様式・資料集」土石流危険溪流(資料1-2)急傾斜地崩壊危険箇所、危険区	資料 「様式・資料集」土石流危険溪流(資料1-2)急傾斜地崩壊危険箇所、危険区	地域防災計画(様式・資料集)との												

頁	行	修正前	修正後	備考																								
		<p>域(資料1-3) 山地災害危険地区(資料1-4)</p> <p>危険箇所等の定義</p> <table border="1"> <tr> <td>危険地区、危険箇所等の名称</td> <td>定義</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>土砂災害警戒区域等の定義</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">土砂災害警戒区域</td> <td>土石流</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>土石流、急傾斜地の崩壊</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	危険地区、危険箇所等の名称	定義	(略)	(略)	土砂災害警戒区域	土石流	(略)	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部	土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	(略)	<p>域(資料1-3) 山地災害危険地区(資料1-4)</p> <p>危険箇所等の定義</p> <table border="1"> <tr> <td>危険地区、危険箇所等の名称</td> <td>定義</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>土砂災害警戒区域等の定義</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">土砂災害警戒区域</td> <td>土石流</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面上部から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面の下端から斜面の高さの2倍以内)の区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>土石流、急傾斜地の崩壊</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	危険地区、危険箇所等の名称	定義	(略)	(略)	土砂災害警戒区域	土石流	(略)	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面上部から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面の下端から斜面の高さの2倍以内)の区域	土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	(略)	<p>整合</p> <p>表記の整理</p>
危険地区、危険箇所等の名称	定義																											
(略)	(略)																											
土砂災害警戒区域	土石流	(略)																										
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部																										
土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	(略)																										
危険地区、危険箇所等の名称	定義																											
(略)	(略)																											
土砂災害警戒区域	土石流	(略)																										
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面上部から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面の下端から斜面の高さの2倍以内)の区域																										
土砂災害特別警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	(略)																										
53	15	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(3) 河川等</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) ハザードマップの配布</p> <p><u>浸水想定区域をその区域に含む市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ク (略)</p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(3) 河川等</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 浸水想定区域<u>における措置</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) ハザードマップの配布</p> <p>市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u></p> <p>ク (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>																								

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ケ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p><u>(7) 計画の策定</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p><u>(イ) 訓練の実施</u> (略)</p> <p><u>(ウ) 自衛水防組織の設置</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>(追加)</p> <p>コ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 水道</u> ア 主要な水道施設は、必要に応じて強風及び洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。 イ 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、浸水防止等の必要な措置を講ずる。 ウ 洪水による水道施設への汚染を防ぐための必要な措置を講ずる。</p>	<p>ケ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>(7) 計画の策定等</u> 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>a 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する<u>具体的計画の作成及び市への報告</u></p> <p>b 訓練の実施 (略)</p> <p><u>(イ) 自衛水防組織の設置</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したときは、市への報告を行わなければならない。</p> <p><u>(ウ) 実施状況の確認等</u> 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。</p> <p>コ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削除) ※本章 第4節 3に記載</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
56	12	<p>2 都市排水対策 (略)</p> <p>3 下水道</p>	<p>2 都市排水対策 (略)</p> <p>(削除) ※本章 第4節 4に記載</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(1) <u>主要施設の安全構造化</u> <u>主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。</u></p> <p>(2) <u>災害対策用資機材の確保</u> <u>可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。</u></p> <p>(3) <u>自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p> <p>(4) <u>公共下水道事業</u> 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</p> <p>(5) <u>都市下水路事業</u> (略)</p> <p>(6) <u>総合的な排水対策</u> (略)</p> <p>(7) <u>協定の締結</u> <u>発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>	<p>(1) <u>公共下水道事業</u> 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</p> <p>(2) <u>都市下水路事業</u> (略)</p> <p>(3) <u>総合的な排水対策</u> (略)</p> <p>(削除) ※本章 第4節 4に記載</p>	
58	9	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の指定</p> <p>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p>	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の指定</p> <p>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施</p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考				
		<p>また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 (追加)</p> <p>ア 指定避難所 (略)</p> <table border="1" data-bbox="376 608 1039 644"> <tr> <td>指定避難所</td> <td>(略)、旧藤山台東小学校施設、(略)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>資料「様式・資料集」指定避難所(資料2-6-(1)) 福祉避難所(資料2-6-(2)) 広域避難場所(資料2-6-(3)) 緊急避難場所(資料2-6-(4)) (追加)</p> <p>(4) 避難に関する広報 (略)</p> <p>ア 指定緊急避難場所等の広報 <u>指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>イ 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難時における知識</p>	指定避難所	(略)、旧藤山台東小学校施設、(略)	<p><u>設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>また、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。 <u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>ア 指定避難所 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1160 608 1823 644"> <tr> <td>指定避難所</td> <td>(略)、旧藤山台東小学校施設(※)、(略)</td> </tr> </table> <p><u>(※) 旧藤山台東小学校施設については、改修工事のため、平成29年7月から平成30年3月まで使用不可</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>資料「様式・資料集」指定避難所(資料2-6-(1)) 福祉避難所(資料2-6-(2)) 広域避難場所(資料2-6-(3)) 緊急避難場所(資料2-6-(4)) <u>避難路(資料2-6-(5))</u></p> <p>(4) 避難に関する広報 (略)</p> <p>ア 指定緊急避難場所等の広報 次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難時における知識</p>	指定避難所	(略)、旧藤山台東小学校施設(※)、(略)	<p>旧藤山台東小学校施設の整備にかかる変更</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
指定避難所	(略)、旧藤山台東小学校施設、(略)							
指定避難所	(略)、旧藤山台東小学校施設(※)、(略)							

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ その他</p> <p><u>(ア) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u></p> <p><u>(イ) 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</u></p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア 県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「<u>妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン</u>」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、<u>避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u></p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定に伴う変更</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
61	30	<p>3 防災中枢機能の充実</p> <p>保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた</p>	<p>3 防災中枢機能の充実</p> <p>市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制</p>	<p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (追加)</p>	<p>の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p>	
63	11	<p>第4節 ライフライン施設 2 ガス施設 (略) (追加)</p>	<p>第4節 ライフライン施設 2 ガス施設 (略) 3 上水道 (1) 主要な水道施設は、必要に応じて強風及び洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。 (2) 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設については、浸水防止等の必要な措置を講ずる。 (3) 洪水による水道施設への汚染を防ぐための必要な措置を講ずる。 4 下水道 (1) 主要施設の安全構造化 主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。 (2) 災害対策用資機材の確保 可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。 (3) 自家発電設備等の整備 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。 (4) 協定の締結 発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
68	7	<p>第6章 企業防災の促進 第2節 対策 1 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。 (略) (2) (略) (追加)</p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) 洪水及び雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p>	<p>第6章 企業防災の促進 第2節 対策 1 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 (略) (2) (略) (3) <u>防災体制の強化</u> <u>地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。</u> <u>ア 危険物等の管理体制を強化する。</u> <u>イ 防火管理講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。</u> <u>ウ 事業所内における防災訓練を強化する。</u> <u>エ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。</u> <u>オ 地域自主防災組織と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。</u> (4) (略) (5) (略) (6) 洪水及び雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置については、<u>避難確保・浸水防止計画の作成やそれに基づく、訓練の実施などの措置をとらなければならない。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p>
72	14	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 3 災害対策本部 (略)</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																		
		<p style="text-align: center;">災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">設置及び廃止通知先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">愛知県</td> <td style="width: 20%;">尾張県民事務所</td> <td style="width: 60%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災局災害対策課</td> <td>電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-1128 FAX 600-1510</td> </tr> <tr> <td>春日井警察署</td> <td>警備課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	愛知県	尾張県民事務所	(略)		防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-1128 FAX 600-1510	春日井警察署	警備課	(略)	<p style="text-align: center;">災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">設置及び廃止通知先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">愛知県</td> <td style="width: 20%;">尾張県民事務所</td> <td style="width: 60%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災局災害対策課</td> <td>電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510</td> </tr> <tr> <td>春日井警察署</td> <td>警備課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	愛知県	尾張県民事務所	(略)		防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510	春日井警察署	警備課	(略)	
愛知県	尾張県民事務所	(略)																				
	防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-1128 FAX 600-1510																				
春日井警察署	警備課	(略)																				
愛知県	尾張県民事務所	(略)																				
	防災局災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510																				
春日井警察署	警備課	(略)																				

頁	行	修正前	修正後	備考																														
74	1	5 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略) 本部 配備態勢 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">対策本部</td> <td>初動態勢</td> <td>(略)</td> <td> 1 (略) 2 (略) (追加) 3 (略) 4 避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 5 動員部の課は、管理職・主査職の各1名 (追加) 6 (略) (追加) </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	警戒本部	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1 (略) 2 (略) (追加) 3 (略) 4 避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 5 動員部の課は、管理職・主査職の各1名 (追加) 6 (略) (追加)	(略)	5 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略) 本部 配備態勢 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">対策本部</td> <td>初動態勢</td> <td>(略)</td> <td> 1 (略) 2 (略) 3 <u>技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数</u> 4 (略) 5 避難部の課は、課長及び主幹<u>全員</u>、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 6 動員部の課は、管理職・別に指示する職員各1名 7 <u>救護福祉部の各課は、管理職1名・主査職以下1名</u> 8 (略) 9 <u>災害警戒本部員</u> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	警戒本部	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1 (略) 2 (略) 3 <u>技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数</u> 4 (略) 5 避難部の課は、課長及び主幹 <u>全員</u> 、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 6 動員部の課は、管理職・別に指示する職員各1名 7 <u>救護福祉部の各課は、管理職1名・主査職以下1名</u> 8 (略) 9 <u>災害警戒本部員</u>	(略)	表記の整理
種別		配備基準	配備要員	主な活動内容																														
警戒本部	(略)	(略)	(略)	(略)																														
対策本部	初動態勢	(略)	1 (略) 2 (略) (追加) 3 (略) 4 避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 5 動員部の課は、管理職・主査職の各1名 (追加) 6 (略) (追加)	(略)																														
	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容																													
	警戒本部	(略)	(略)	(略)	(略)																													
対策本部	初動態勢	(略)	1 (略) 2 (略) 3 <u>技術部のうち道路課、公園緑地課、住宅施設課、都市整備課の各課は、全職員の半数</u> 4 (略) 5 避難部の課は、課長及び主幹 <u>全員</u> 、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 6 動員部の課は、管理職・別に指示する職員各1名 7 <u>救護福祉部の各課は、管理職1名・主査職以下1名</u> 8 (略) 9 <u>災害警戒本部員</u>	(略)																														

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
				<u>7</u> (略) (追加)				<u>10</u> (略) <u>11</u> 消防補助員 <u>土のう班及び</u> <u>技術班のうち</u> <u>各当番1分隊</u>		
				<u>8</u> 指定避難所 <u>配備職員は全</u> <u>員</u>			<u>12</u> 指定避難所 <u>配備職員各2</u> <u>名</u>			
		第 1 次 非 常 配 備 態 勢	(略)	1 (略) 2 (略) (追加)	(略)	第 1 次 非 常 配 備 態 勢	(略)	1 (略) 2 (略) <u>3</u> 技術部のう <u>ち道路課、公園</u> <u>緑地課、住宅施</u> <u>設課、都市整備</u> <u>課の各課は、全</u> <u>職員の半数</u>	(略)	
				<u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> その他の課 <u>においては、各</u> <u>課管理職(課長</u> <u>及び主幹を除</u> <u>く)・主査職の</u> <u>半数</u> (追加)			<u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> その他の各 <u>課は、補佐職・</u> <u>主査職の半数</u>			
				<u>6</u> 指定避難所 <u>配備職員は全</u> <u>員</u> (追加)			<u>7</u> 消防補助員 <u>土のう班及び</u> <u>技術班のうち</u> <u>各当番1分隊</u>			
							<u>8</u> 指定避難所 <u>配備職員各2</u> <u>名</u>			
							<u>9</u> 指定避難所 <u>配備職員以外</u> <u>の消防補助員</u>			

頁	行	修正前				修正後				備考
								は、状況により 招集		
		第2 次非 常配 備態 勢	(略)	1 (略) 2 (略) 3 <u>その他技術 部の課は、別に 指示する職員</u> 4 (略) 5 <u>全職員の概 ね半数</u> (追加) 6 <u>指定避難所 配備職員は全 員</u> (追加)	(略)	第2 次非 常配 備態 勢	(略)	1 (略) 2 (略) (削除) 3 (略) 4 <u>その他の各 課は、全職員の 半数</u> 5 <u>消防補助員 士のう班及び 技術班のうち 各当番1分隊</u> 6 <u>指定避難所 配備職員各2 名</u> 7 <u>指定避難所 配備職員以外 の消防補助員 は、状況により 招集</u>	(略)	
		<p>(注) 1 勤務時間内における警戒体制は、市民安全課が配備に 当たり、必要に応じて担当課へ業務の指示を行う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 参集場所 ア (略) イ 施設が勤務地の職員は、所属する施設に参集する。 (追加)</p>				<p>(注) 1 勤務時間内における警戒体制は、市民安全課及び河川 <u>排水課</u>が配備に当たり、必要に応じて担当課へ業務の指 示を行う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 参集場所 ア (略) イ 施設が勤務地の職員は、所属する施設に参集する。 <u>ウ その他別に定められた職員については、それぞれの参 集先へ参集する。</u></p>				

頁	行	修正前	修正後	備考																					
78	20	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (追加)</p> <p>災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図</p>	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>1 職員の派遣要請 (1)～(3) (略) (4) <u>被災市町村への職員派遣</u> 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>																					
79	13	<p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (略)</p> <p>市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町及び特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。</p> <p>(1) (略) (追加)</p>	<p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (略)</p> <p>市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、東尾張地区各市町及び施行時特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。</p> <p>(1) (略) (2) <u>東尾張地区市町及び連絡担当部局</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th colspan="2">連絡先</th> </tr> <tr> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">瀬戸市</td> <td rowspan="2">市長直轄組織 防災課</td> <td rowspan="2">瀬戸市追分町 64 番地の1</td> <td>0561-88-2600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0561-21-6607</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小牧市</td> <td rowspan="2">総務部 危機管理課</td> <td rowspan="2">小牧市堀の内3 丁目1番地</td> <td>0568-76-1171</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0568-41-3799</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先		電話	FAX	瀬戸市	市長直轄組織 防災課	瀬戸市追分町 64 番地の1	0561-88-2600		0561-21-6607		小牧市	総務部 危機管理課	小牧市堀の内3 丁目1番地	0568-76-1171		0568-41-3799		<p>協定の締結</p>
市町名	担当部課名	住所	連絡先																						
			電話	FAX																					
瀬戸市	市長直轄組織 防災課	瀬戸市追分町 64 番地の1	0561-88-2600																						
			0561-21-6607																						
小牧市	総務部 危機管理課	小牧市堀の内3 丁目1番地	0568-76-1171																						
			0568-41-3799																						

頁	行	修正前	修正後	備考																																																		
		<p>(2) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成 27、28 年度は、明石市が代表市となっている。 ア (略) イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 明石市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>電話 F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合安全対策局</td> <td rowspan="2">兵庫県明石市中崎 1 - 5 - 1</td> <td>078-918-5069</td> <td></td> </tr> <tr> <td>078-918-5140</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	担当課	住所	連絡先	電話 F A X	総合安全対策局	兵庫県明石市中崎 1 - 5 - 1	078-918-5069		078-918-5140		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>総務部 災害対策室</td> <td>尾張旭市東大道 町原田 2600 番地 1</td> <td>0561-76-8127 0561-52-0831</td> </tr> <tr> <td>豊明市</td> <td>市民生活部 防災防犯対策 室</td> <td>豊明市新田町子 持松1番地1</td> <td>0562-92-8305 0562-92-1141</td> </tr> <tr> <td>日進市</td> <td>総務部 危機管理課</td> <td>日進市蟹甲町池 下 268 番地</td> <td>0561-73-3279 0561-74-0258</td> </tr> <tr> <td>清須市</td> <td>総務部 防災行政課</td> <td>清須市須ヶ口 1238 番地</td> <td>052-400-2911 052-400-2963</td> </tr> <tr> <td>北名古屋 市</td> <td>防災環境部 防災交通課</td> <td>北名古屋市西之 保清水田 15 番地</td> <td>0568-22-1111 0568-26-4100</td> </tr> <tr> <td>長久手市</td> <td>くらし文化部 安心安全課</td> <td>長久手市岩作城 の内 60 番地1</td> <td>0561-56-0611 0561-63-6585</td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>総務部 安全安心課</td> <td>愛知郡東郷町大 字春木字羽根穴 1番地</td> <td>0561-38-3111 (内線 2332) 0568-26-4100</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>総務部 防災安全課</td> <td>西春日井郡豊山 町大字豊場字新 栄 260 番地</td> <td>0568-28-0355 0568-29-1177</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」 特例市災害時相互応援に関する協 定書 (資料 5-20)</p> <p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成 29、30 年度は、一宮市が代表市となっている。 ア (略) イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 西日本ブロック代表市 一宮市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>電話 F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部 危機管理課</td> <td>愛知県一宮市本町 2 丁 目 5 番 6 号</td> <td>0586-28-8959 0586-73-9212</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	尾張旭市	総務部 災害対策室	尾張旭市東大道 町原田 2600 番地 1	0561-76-8127 0561-52-0831	豊明市	市民生活部 防災防犯対策 室	豊明市新田町子 持松1番地1	0562-92-8305 0562-92-1141	日進市	総務部 危機管理課	日進市蟹甲町池 下 268 番地	0561-73-3279 0561-74-0258	清須市	総務部 防災行政課	清須市須ヶ口 1238 番地	052-400-2911 052-400-2963	北名古屋 市	防災環境部 防災交通課	北名古屋市西之 保清水田 15 番地	0568-22-1111 0568-26-4100	長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城 の内 60 番地1	0561-56-0611 0561-63-6585	東郷町	総務部 安全安心課	愛知郡東郷町大 字春木字羽根穴 1番地	0561-38-3111 (内線 2332) 0568-26-4100	豊山町	総務部 防災安全課	西春日井郡豊山 町大字豊場字新 栄 260 番地	0568-28-0355 0568-29-1177	担当課	住所	連絡先	電話 F A X	総務部 危機管理課	愛知県一宮市本町 2 丁 目 5 番 6 号	0586-28-8959 0586-73-9212		<p>施行時特例市の代表市の変更に伴う修正</p>
担当課	住所	連絡先	電話 F A X																																																			
総合安全対策局	兵庫県明石市中崎 1 - 5 - 1	078-918-5069																																																				
		078-918-5140																																																				
尾張旭市	総務部 災害対策室	尾張旭市東大道 町原田 2600 番地 1	0561-76-8127 0561-52-0831																																																			
豊明市	市民生活部 防災防犯対策 室	豊明市新田町子 持松1番地1	0562-92-8305 0562-92-1141																																																			
日進市	総務部 危機管理課	日進市蟹甲町池 下 268 番地	0561-73-3279 0561-74-0258																																																			
清須市	総務部 防災行政課	清須市須ヶ口 1238 番地	052-400-2911 052-400-2963																																																			
北名古屋 市	防災環境部 防災交通課	北名古屋市西之 保清水田 15 番地	0568-22-1111 0568-26-4100																																																			
長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城 の内 60 番地1	0561-56-0611 0561-63-6585																																																			
東郷町	総務部 安全安心課	愛知郡東郷町大 字春木字羽根穴 1番地	0561-38-3111 (内線 2332) 0568-26-4100																																																			
豊山町	総務部 防災安全課	西春日井郡豊山 町大字豊場字新 栄 260 番地	0568-28-0355 0568-29-1177																																																			
担当課	住所	連絡先	電話 F A X																																																			
総務部 危機管理課	愛知県一宮市本町 2 丁 目 5 番 6 号	0586-28-8959 0586-73-9212																																																				
81	25	4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する 応援要請等 (略)	4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する 応援要請等 (略)																																																			

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加) 5～7 (略)	5 県内の市町村に対する応援要請等 <u>災害救助法の適用が決定した場合は、県と愛知県市長会及び愛知県町村会で締結した「被災市町村広域応援の実施に関する協定(愛知県)」に基づき、県及び県内市町村が連携した応援が実施される。</u> 6～8 (略)	対策の追加(県が被災市町村広域応援の実施に関する協定を締結したことによるもの)
82	14	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。 (追加) <div style="text-align: center;"> <p>自衛隊災害派遣要請系統図</p> <pre> graph TD Mayor[市長] -- "知事に依頼ができないとき。被害状況の通知 (災対法第68条の2第2項)" --> PrefecturalHeadquarters[尾張方面本部 (災対法第68条の2第1項)] Mayor -- "情報収集" --> SelfDefenseForces[陸上自衛隊第10師団長 陸上自衛隊第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令) 航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)] PrefecturalHeadquarters -- "派遣要請" --> SelfDefenseForces SelfDefenseForces -- "情報収集" --> Mayor PrefecturalHeadquarters -- "派遣要請" --> PrefecturalGovernor[知事] PrefecturalGovernor -- "派遣要請" --> SelfDefenseForces </pre> </div> <p>※時間にとまがない場合等、やむを得ない場合は、直轄知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支隊(県民事務所等)へも連絡すること。</p>	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。 <u>また、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。</u> <div style="text-align: center;"> <p>自衛隊災害派遣要請系統図</p> <pre> graph TD Mayor[市長] -- "知事に依頼ができないとき。被害状況の通知※2 (災対法第68条の2第2項)" --> PrefecturalHeadquarters[尾張方面本部 (災対法第68条の2第1項)] Mayor -- "知事に依頼ができないとき。災害状況の通知※2 (災対法第68条の2第1項)" --> SelfDefenseForces[陸上自衛隊第10師団長 陸上自衛隊第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令) 航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)] Mayor -- "情報収集" --> SelfDefenseForces PrefecturalHeadquarters -- "派遣要請" --> SelfDefenseForces PrefecturalHeadquarters -- "派遣要請" --> PrefecturalGovernor[知事] PrefecturalGovernor -- "派遣要請" --> SelfDefenseForces </pre> </div> <p>※1 時間にとまがない場合等、やむを得ない場合は、直轄知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支隊(県民事務所等)へも連絡すること。</p> <p>※2 災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考																																		
83	3	<p>1 派遣要請の手続</p> <p>(1) 要請時の必要事項</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡窓口</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団司令部</td> <td>第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4236</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10施設大隊</td> <td>第3科 加入電話 81-7183 内線 232</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1輸送航空隊</td> <td>第1輸送航空隊防衛 部運用班 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4236	(略)	陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)	陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 81-7183 内線 232	(略)	航空自衛隊 第1輸送航空隊	第1輸送航空隊防衛 部運用班 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)	<p>1 派遣要請の手続</p> <p>(1) 要請時の必要事項</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡窓口</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団司令部</td> <td>防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4235</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10施設大隊</td> <td>第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 232</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1輸送航空隊</td> <td>防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第10師団司令部	防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4235	(略)	陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)	陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 232	(略)	航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)	表記の整理
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4236	(略)																																				
陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 81-7183 内線 232	(略)																																				
航空自衛隊 第1輸送航空隊	第1輸送航空隊防衛 部運用班 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)																																				
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第10師団司令部	防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4235	(略)																																				
陸上自衛隊 第35普通科連隊	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 232	(略)																																				
航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4032	(略)																																				
84	28	<p>3 派遣部隊の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所(資料4-4)</p> <p><u>ヘリコプター確保基準</u>(資料6-8)</p>	<p>3 派遣部隊の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所(資料4-4)</p> <p><u>着陸帯設定時における留意事項</u>(資料6-8)</p>	地域防災計画(様式・資料集)との整合																																		
84	30	<p>4 撤収要請</p> <p>市長は、救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったときは、速やかに知事に対し撤収要請を依頼する。</p>	<p>4 撤収要請</p> <p>市長は、救援活動が終了し、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対し、撤収要請を依頼する。</p>	表記の整理																																		
87	3	<p>第2章 情報の収集及び伝達</p> <p>第1節 通信連絡体制</p> <p>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、</p>	<p>第2章 情報の収集及び伝達</p> <p>第1節 通信連絡体制</p> <p>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、</p>	対策の追加																																		

頁	行	修正前	修正後	備考																				
		<p>正確な情報収集に努め、<u>県及び関係機関と相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>正確な情報収集に努め、<u>県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。</u></p> <p>(略)</p>																					
87	13	<p>1 通信の確保</p> <p>(2) 本部事務局は、<u>県及び防災機関並びに防災拠点等関係施設との通信を確保する。</u></p>	<p>1 通信の確保</p> <p>(2) 本部事務局は、<u>県及び防災機関等関係施設との通信を確保する。</u></p>	表記の整理																				
87	16	<p>2 通信の統制</p> <p>(1) 移動局無線（携帯用及び車載用）は、本部事務局の管理下に置く。ただし、技術部において水防活動で現に使用中のものは除く。</p>	<p>2 通信の統制</p> <p>(1) 移動局無線（携帯用及び車載用）<u>及び衛星携帯電話は、</u>本部事務局の管理下に置く。ただし、技術部において水防活動で現に使用中のものは除く。</p>	対策の追加																				
90	8	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>ア 特別警報</p> <p>(略)</p> <p>イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td> 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 [(浸水害) <u>平坦地で1時間雨量 50mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 70mm</u>] [(土砂災害) 土壌雨量指数が 138 を超えると予想されるとき] </td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	(略)	暴風雪警報	(略)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 [(浸水害) <u>平坦地で1時間雨量 50mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 70mm</u>] [(土砂災害) 土壌雨量指数が 138 を超えると予想されるとき]	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達</p> <p>1 気象情報</p> <p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>ア 特別警報</p> <p>(略)</p> <p>イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td> 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 [(浸水害) <u>表面雨量指数 22</u>] [(土砂災害) 土壌雨量指数が 138 を超えると予想されるとき] </td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風警報	(略)	暴風雪警報	(略)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 [(浸水害) <u>表面雨量指数 22</u>] [(土砂災害) 土壌雨量指数が 138 を超えると予想されるとき]	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると	警報等の発表基準の見直しによる修正
種類	発表基準																							
暴風警報	(略)																							
暴風雪警報	(略)																							
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 [(浸水害) <u>平坦地で1時間雨量 50mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 70mm</u>] [(土砂災害) 土壌雨量指数が 138 を超えると予想されるとき]																							
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると																							
種類	発表基準																							
暴風警報	(略)																							
暴風雪警報	(略)																							
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 [(浸水害) <u>表面雨量指数 22</u>] [(土砂災害) 土壌雨量指数が 138 を超えると予想されるとき]																							
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると																							

頁	行	修正前	修正後	備考																
		<p>予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>平坦地で1時間雨量 50mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 70mm</u> 流域雨量指数が <u>地蔵川流域で 11</u> <u>内津川流域で 16</u>〕 を超えると予想される場合</p>	<p>予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>流域雨量指数が</u> <u>内津川流域で 17</u> <u>八田川流域で 11.4</u> <u>地蔵川流域で 11.3</u> <u>複合基準※1が</u> <u>内津川流域で (10、16.8)</u> <u>八田川流域で (10、10.2)</u> <u>庄名川流域で (10、43.8)</u>〕 を超えると予想される場合 <u>庄内川に指定河川洪水予報（氾濫警戒情報等）が発表される場合</u></p>																	
		<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>24時間の降雪の深さが 20cm</u>を超えると予想される場合</p>	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12時間の降雪の深さが 10cm</u>を超えると予想される場合</p>																	
		<p>ウ 注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td> <p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>平坦地で1時間雨量 30mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 40mm</u> 土壌雨量指数が 97〕 を超えると予想される場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪注意報	(略)	強風注意報	(略)	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>平坦地で1時間雨量 30mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 40mm</u> 土壌雨量指数が 97〕 を超えると予想される場合</p>	<p>ウ 注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td> <p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>表面雨量指数 12</u> 土壌雨量指数が 97〕 を超えると予想される場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪注意報	(略)	強風注意報	(略)	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>表面雨量指数 12</u> 土壌雨量指数が 97〕 を超えると予想される場合</p>	
種類	発表基準																			
風雪注意報	(略)																			
強風注意報	(略)																			
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>平坦地で1時間雨量 30mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 40mm</u> 土壌雨量指数が 97〕 を超えると予想される場合</p>																			
種類	発表基準																			
風雪注意報	(略)																			
強風注意報	(略)																			
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>表面雨量指数 12</u> 土壌雨量指数が 97〕 を超えると予想される場合</p>																			

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>平坦地で1時間雨量 30mm</u> <u>平坦地以外で1時間雨量 40mm</u>〕</p> <p>〔<u>流域雨量指数が</u> <u>地蔵川流域で 6</u> <u>内津川流域で 13</u>〕</p> <p>を超えると予想される場合</p>	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>〔<u>流域雨量指数が</u> <u>内津川流域で 13.6</u> <u>八田川流域で 9.1</u> <u>地蔵川流域で 9</u>〕</p> <p>〔<u>複合基準※1が</u> <u>内津川流域で (10、10.9)</u> <u>八田川流域で (6、8.7)</u> <u>地蔵川流域で (6、6.4)</u> <u>庄内川流域で (8、19.2)</u>〕</p> <p>を超えると予想される場合 <u>庄名川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合</u></p>	
		<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p><u>24</u>時間の降雪の深さが5cmを超えると予想される場合</p>	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p><u>12</u>時間の降雪の深さが5cmを超えると予想される場合</p>	
		濃霧注意報 (略)	濃霧注意報 (略)	
		雷注意報 (略)	雷注意報 (略)	
		乾燥注意報 (略)	乾燥注意報 (略)	
		霜注意報 (略)	霜注意報 (略)	
		低温注意報 (略)	低温注意報 (略)	
		着氷・着雪注意報 (略)	着氷・着雪注意報 (略)	
		(追加)	<p>※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考																
		<p>エ 情報</p> <table border="1"> <tr> <td>情報</td> <td>1 (略) 2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>オ 土砂災害警戒情報 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、<u>市町村長</u>が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、<u>都道府県</u>と気象庁が共同で発表する防災情報。</p>	情報	1 (略) 2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合	<p>エ 情報</p> <table border="1"> <tr> <td>情報</td> <td>1 (略) 2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合 <u>(記録的短時間大雨情報)</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>オ 土砂災害警戒情報 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、<u>市長</u>が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、<u>県</u>と気象庁が共同で発表する防災情報。</p>	情報	1 (略) 2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合 <u>(記録的短時間大雨情報)</u>	表記の整理												
情報	1 (略) 2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合																			
情報	1 (略) 2 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測された場合 <u>(記録的短時間大雨情報)</u>																			
95	10	<p>2 水防情報</p> <p>(1) 水防情報伝達系統 ア～ウ (略)</p> <p>エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内津川、八田川 (略) ・八田川避難判断水位 <u>5.00m</u> (略) ・警戒水位に達した旨の伝達方法 (略) ・伝達方法の周知方法 (略) <p>(2) 水防予警報の発表基準等</p> <p>ア 庄内川洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>洪水の危険がなくなると認められるときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。	解除	洪水の危険がなくなると認められるときに発表する。	<p>2 水防情報</p> <p>(1) 水防情報伝達系統 ア～ウ (略)</p> <p>エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内津川、八田川 (略) ・八田川避難判断水位 <u>5.20m</u> (略) ・警戒水位に達した旨の伝達方法 (略) ・伝達方法の周知方法 (略) <p>(2) 水防予警報の発表基準等</p> <p>ア 庄内川洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>洪水の危険がなくなると認められるときに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準		洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。	解除	洪水の危険がなくなると認められるときに発表する。	表記の整理
種類	発表基準																			
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。																		
	解除	洪水の危険がなくなると認められるときに発表する。																		
種類	発表基準																			
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。																		
	解除	洪水の危険がなくなると認められるときに発表する。																		

頁	行	修正前	修正後	備考																																																						
		<table border="1"> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したときに発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>イ 水防警報 (略)</p> <p>(ア) 水位観測所及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th>通報水位</th> <th>基準 (警戒水位)</th> <th>出 動</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川</td> <td>志段味(守山区中志段味)</td> <td>3.40m</td> <td>4.60m</td> <td>5.20m</td> <td>7.50m</td> </tr> <tr> <td>八田川</td> <td>味美(春日井市味美町)</td> <td>3.90m</td> <td>4.50m</td> <td>4.70m</td> <td>5.70m</td> </tr> </tbody> </table>	洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。		氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。	河川名	観測所	通報水位	基準 (警戒水位)	出 動	計画高水位	庄内川	志段味(守山区中志段味)	3.40m	4.60m	5.20m	7.50m	八田川	味美(春日井市味美町)	3.90m	4.50m	4.70m	5.70m	<table border="1"> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫警戒情報</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位(レベル4)に到達したときに発表する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生(レベル5)したときに発表する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>イ 水防警報 (略)</p> <p>(ア) 水位観測所及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th>通報水位</th> <th>氾濫注意 水位 (警戒水位)</th> <th>出 動 水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川</td> <td>志段味(守山区中志段味)</td> <td>3.40m</td> <td>4.60m</td> <td>5.20m</td> <td>7.50m</td> </tr> <tr> <td>八田川</td> <td>味美(春日井市味美町)</td> <td>3.90m</td> <td>4.50m</td> <td>4.70m</td> <td>5.55m</td> </tr> </tbody> </table>	洪水警報	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。		氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達したときに発表する。		氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生(レベル5)したときに発表する。	河川名	観測所	通報水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	出 動 水位	計画高水位	庄内川	志段味(守山区中志段味)	3.40m	4.60m	5.20m	7.50m	八田川	味美(春日井市味美町)	3.90m	4.50m	4.70m	5.55m	
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお、水位上昇が見込まれるときに発表する。																																																								
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。																																																								
	氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。																																																								
河川名	観測所	通報水位	基準 (警戒水位)	出 動	計画高水位																																																					
庄内川	志段味(守山区中志段味)	3.40m	4.60m	5.20m	7.50m																																																					
八田川	味美(春日井市味美町)	3.90m	4.50m	4.70m	5.70m																																																					
洪水警報	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。																																																								
	氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達したときに発表する。																																																								
	氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生(レベル5)したときに発表する。																																																								
河川名	観測所	通報水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	出 動 水位	計画高水位																																																					
庄内川	志段味(守山区中志段味)	3.40m	4.60m	5.20m	7.50m																																																					
八田川	味美(春日井市味美町)	3.90m	4.50m	4.70m	5.55m																																																					
98	25	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 (略)</p> <p>この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>1 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報を本部事務局へ伝達する。 イ (略) ウ (略)</p>	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 (略)</p> <p>この場合において、市長は被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>1 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報(画像情報を含む)を本部事務局へ伝達する。 イ (略) ウ (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																																																						

頁	行	修正前	修正後	備考
101	20	<p>2 建物の被災調査</p> <p>(1) 実地調査 技術部は調査班を編成し、全棟被害調査を実施し、建物の被害認定を行う。 なお、実地調査に当たっては、人的被害・住家等被害調査票(第15号様式)を使用し、被災者台帳として保存する。</p>	<p>2 建物の被災調査</p> <p>(1) 実地調査 本部事務局総務班は調査班を編成し、全棟被害調査を実施し、建物の被害認定を行う。 なお、実地調査に当たっては、人的被害・住家等被害調査票(第15号様式)を使用し、被災者台帳として保存する。</p>	表記の整理
102	18	<p>3 県への報告</p> <p>(1) 報告の方法 ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。 <u>なお、県防災行政無線未設置期間にあつては、原則、有線電話を使用するものとする。</u> また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。 イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。</p> <p>ウ (略) エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>資料 「関連」第4編第1章第2節 <u>3 被災証明書及び罹災証明書の発行</u> 「様式・資料集」被害認定基準(資料6-3) 災害報告(第5、6、10、11、13号様式) 被害調査用紙(被災者台帳)(第15号、15号の2様式)</p>	<p>3 県への報告</p> <p>(1) 報告の方法 ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。 (削除)</p> <p>また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。 イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、<u>衛星携帯電話の利用や、各防災関係機関が所有する専用電話の利用及び警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。</u></p> <p>ウ (略) エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>資料 「関連」第4編第1章第<u>1</u>節 <u>1 罹災証明書の交付等</u> 「様式・資料集」被害認定基準(資料6-3) 災害報告(第5、6、<u>9</u>、10、11、13号様式) 被害調査用紙(被災者台帳)(第15号、15号の2様式)</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>地域防災計画(様式・資料集)との整合</p>
123	27	<p>第3章 消防・救助活動</p> <p>第2節 救助活動</p> <p>2 行方不明者の捜索活動</p> <p>(1) 行方不明者の存否確認</p> <p>ア (略)</p>	<p>第3章 消防・救助活動</p> <p>第2節 救助活動</p> <p>2 行方不明者の捜索活動</p> <p>(1) 行方不明者の存否確認</p> <p>ア (略)</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																														
		イ (略) ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。	イ (略) ウ 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、 <u>旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等</u>)に連絡する。																															
125	9	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」 県防災ヘリコプター緊急運航要領(資料6-6) 防災ヘリコプター緊急運航基準(資料6-7) <u>ヘリポート確保基準</u> (資料6-8)	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (略) 資料 「様式・資料集」 愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領(資料6-6) 防災ヘリコプター緊急運航基準(資料6-7) <u>着陸帯設定時における留意事項</u> (資料6-8)	地域防災計画(様式・資料集)との整合																														
126	1	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(追加)			3	(略)	(略)	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>愛知県下高速道路における消防相互応援協定(資料5-38)</u></td> <td>名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、長久手市、春日井市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	(略)	(略)	2	(略)	(略)	3	<u>愛知県下高速道路における消防相互応援協定(資料5-38)</u>	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、長久手市、春日井市	4	(略)	(略)	対策の追加
協定名称		協定機関																																
1	(略)	(略)																																
2	(略)	(略)																																
(追加)																																		
3	(略)	(略)																																
協定名称		協定機関																																
1	(略)	(略)																																
2	(略)	(略)																																
3	<u>愛知県下高速道路における消防相互応援協定(資料5-38)</u>	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、長久手市、春日井市																																
4	(略)	(略)																																

頁	行	修正前	修正後	備考																								
126	10	<p>第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点としての活用も図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点としての活用も図る。</p> <p><u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u></p>	対策の追加																								
128	14	<p>第4章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制</p> <p>2 水防配備態勢</p> <p>(1) 水防配備態勢の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> <tr> <th>警戒態勢</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防初動態勢</td> <td> 水防本部の ・部長全員 ・各課管理職1名 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部及び指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防第1次配備態勢</td> <td> 水防本部の ・部長及び総括担当者全員 ・補佐職及び主査職の概ね半 </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備態勢		配備時期	警戒態勢	(略)	(略)	水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 ・各課管理職1名 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部及び指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。	(略)	水防第1次配備態勢	水防本部の ・部長及び総括担当者全員 ・補佐職及び主査職の概ね半	(略)	<p>第4章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制</p> <p>2 水防配備態勢</p> <p>(1) 水防配備態勢の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> <tr> <th>警戒態勢</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防初動態勢</td> <td> 水防本部の ・部長全員 (削除) ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 ・動員部の課は、管理職・主査職の各1名 ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 ・その他の課においては、各課管理職1名 ・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防第1次配備態勢</td> <td> 水防本部の ・部長及び総括担当者全員 (削除) </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備態勢		配備時期	警戒態勢	(略)	(略)	水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 (削除) ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 ・動員部の課は、管理職・主査職の各1名 ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 ・その他の課においては、各課管理職1名 ・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。	(略)	水防第1次配備態勢	水防本部の ・部長及び総括担当者全員 (削除)	(略)	春日井市水防計画との整合
配備態勢		配備時期																										
警戒態勢	(略)	(略)																										
水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 ・各課管理職1名 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部及び指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。	(略)																										
水防第1次配備態勢	水防本部の ・部長及び総括担当者全員 ・補佐職及び主査職の概ね半	(略)																										
配備態勢		配備時期																										
警戒態勢	(略)	(略)																										
水防初動態勢	水防本部の ・部長全員 (削除) ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部の課は、課長及び主幹、管理職(課長及び主幹を除く)・主査職の半数 ・動員部の課は、管理職・主査職の各1名 ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 ・その他の課においては、各課管理職1名 ・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。	(略)																										
水防第1次配備態勢	水防本部の ・部長及び総括担当者全員 (削除)	(略)																										

頁	行	修正前		修正後		備考
			<ul style="list-style-type: none"> 数 ・市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員 ・避難部及び指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員 ・<u>その他技術部の課は、別に指示する職員</u> ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 ・その他の課においては、各課管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数 ・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 	
		水防第2次配備態勢	<p>水防本部に所属する職員のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長及び総括担当者全員 ・全職員の概ね半数 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 <p>・<u>避難部及び指定避難所</u>配備職員は全員で水防活動ができる態勢とする。</p>	水防第2次配備態勢	<p>水防本部に所属する職員のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長及び総括担当者全員 ・全職員の概ね半数 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・<u>その他技術部の課は、別に指示する職員</u> ・消防公安部においては非常召集に基づく招集者 ・指定避難所配備職員は全員で水防活動ができる態勢とする。 	(略)
132	4	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示又は勧告する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、<u>避難場所</u>を開設していることが望ま</p>		<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを<u>勧告又は指示</u>する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、<u>避難所</u>を開設していることが望ま</p>		避難情報の名称変更

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u></p> <p>避難準備情報の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等の安全確保</u>に関する措置を指示することができる。</p> <p>さらに、<u>避難準備情報、避難勧告及び指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p> <p>自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。</p>	<p>しいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p><u>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。</u></p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意し、<u>危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p> <p>避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。<u>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p>自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
133	2	<p>1 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>(2) 避難準備（要配慮者避難）情報</p>	<p>1 避難勧告等</p> <p>(2) 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>避難情報の名称</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p>(10) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 (追加)</p>	<p>要となる場合は、<u>県内市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p> <p>(10) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>また、知事は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
136	6	<p>2 避難誘導</p> <p>(1) <u>避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>(2) <u>避難に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所・広域避難場所）に誘導する。</u></p> <p>(3) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその<u>介護者</u>を優先して行う。</p> <p>(4)、(5) (略)</p>	<p>2 避難誘導 (削除)</p> <p>(1) <u>誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所及び福祉避難所）に誘導する。</u></p> <p>(2) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその<u>支援者</u>を優先して行う。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
137	16	<p>4 土砂災害警戒区域等の避難体制</p> <p>(3) 避難体制 警戒体制下において、警戒区域等の状況に応じ避難準備（<u>要配慮者避難</u>）情報、避難勧告、避難指示等の発令を的確に行う。</p>	<p>4 土砂災害警戒区域等の避難体制</p> <p>(3) 避難体制 警戒体制下において、警戒区域等の状況に応じ避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（緊急）等の発令を的確に行う。</p>	<p>避難情報の名称変更</p>
137	19	<p>5 避難所の開設 (略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を<u>避難場所</u>として借り上げる等、多様な<u>避難場所</u>の確保に努めるものとする。</p>	<p>5 避難所の開設 (略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を<u>避難所</u>として借り上げる等、多様な<u>避難所</u>の確保に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
138	13	<p>6 避難所の管理運営</p> <p>(1) 避難所の管理運営は、<u>市民</u>、自主防災組織、ボランティア及び関係機関等が協力して避難所運営マニュアルに基づき行う。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(12) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>自宅</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(13) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力のもと行うこと。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、<u>これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>6 避難所の管理運営</p> <p>(1) 避難所の管理運営は、<u>避難者</u>、自主防災組織、<u>避難所運営</u>について専門性を有したNPO、ボランティア及び関係機関等が協力して避難所運営マニュアルに基づき行う。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(12) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>在宅や車中、テントなど</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(13) 避難所における情報の伝達、生活物資の供給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営</u>について専門性を有したNPOやボランティア等の協力のもと行うこと。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ<u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
140	4	<p>7 避難所における生活環境の整備</p> <p>(1) (略) (追加)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 避難所における生活環境の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>被災者が安否確認等を行うための緊急連絡手段を確保するため、特設公衆電話を設置する。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
141	7	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書 (資料5-29) 水道事故等による相互応援協定 (資料5-30) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5-31) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5-32) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5-43~47) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-53~54)</p>	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書 (資料5-29) 水道事故等による相互応援協定 (資料5-30) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5-31) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5-32) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5-44~48) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-54、55)</p>	地域防災計画(様式・資料集)との整合
142	28	<p>第3節 食糧</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</p> <p>ウ~オ (略)</p>	<p>第3節 食糧</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>市は</u>、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</p> <p>ウ~オ (略)</p>	表記の整理
144	10	<p>4 食糧等の調達に関する協定 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資(資料3-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-43~47) 災害時における支援協力に関する協定(資料5-53、54、56、</p>	<p>4 食糧等の調達に関する協定 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資(資料3-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-44~48) 災害時における支援協力に関する協定(資料5-54、55、57、</p>	地域防災計画(様式・資料集)との整合

頁	行	修正前	修正後	備考
		60) 愛知県応急用米穀取扱要領（資料6-5） 物品受払簿（第17号様式）	61) 愛知県応急用米穀取扱要領（資料6-5） 物品受払簿（第17号様式）	
146	24	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定（略） 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-43~48、50、60） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-53~56） 物品受払簿（第17号様式）	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定（略） 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料3-2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-44~49、51） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-54~57、61） 物品受払簿（第17号様式）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
147	4	第5節 医療 1 医療活動 (1) 医療情報の総合的な収集及び提供 救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、 <u>愛知県広域災害・救急医療情報システム</u> を活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。	第5節 医療 1 医療活動 (1) 医療情報の総合的な収集及び提供 救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、 <u>広域災害救急医療情報システム</u> を活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。	表記の整理
148	31	4 被災者の健康管理（略） （追加） 資料 「様式・資料集」 医療施設等（資料2-4） 春日井市と一般社団法人春日井	4 被災者の健康管理（略） 5 <u>災害救助法の適用</u> <u>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> 資料 「様式・資料集」 医療施設等（資料2-4） 春日井市と一般社団法人春日井	災害救助法の関する記載の充実 地域防災計画（様

頁	行	修正前	修正後	備考																				
		<p>市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料5-18）</p> <p>災害医療救護に関する協定（資料5-38）</p> <p>災害歯科医療救護に関する協定（資料5-39）</p> <p>災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5-40）</p>	<p>市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料5-17）</p> <p>災害医療救護に関する協定（資料5-39）</p> <p>災害歯科医療救護に関する協定（資料5-40）</p> <p>災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5-41）</p>	式・資料集)との整合																				
150	17	<p>第6節 住宅の確保</p> <p>2 県（建設部）及び市における措置</p> <p>(3) 建設用地の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。</p>	<p>第6節 住宅の確保</p> <p>2 県（建設部）及び市における措置</p> <p>(3) 建設用地の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。</p>	表記の整理																				
158	11	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(4) 緊急車両の調達等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)愛知県トラック協会春日井支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社春日井支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋鉄道株式会社春日井営業所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋観光自動車バス株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	協定先	協定の内容	(一社)愛知県トラック協会春日井支部	(略)	日本通運株式会社春日井支店	(略)	名古屋鉄道株式会社春日井営業所	(略)	名古屋観光自動車バス株式会社	(略)	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(4) 緊急車両の調達等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)愛知県トラック協会尾東支部春日井部会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社春日井支店</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名鉄バス株式会社春日井営業所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名鉄観光バス株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	協定先	協定の内容	(一社)愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	(略)	日本通運株式会社春日井支店	(略)	名鉄バス株式会社春日井営業所	(略)	名鉄観光バス株式会社	(略)	表記の整理
協定先	協定の内容																							
(一社)愛知県トラック協会春日井支部	(略)																							
日本通運株式会社春日井支店	(略)																							
名古屋鉄道株式会社春日井営業所	(略)																							
名古屋観光自動車バス株式会社	(略)																							
協定先	協定の内容																							
(一社)愛知県トラック協会尾東支部春日井部会	(略)																							
日本通運株式会社春日井支店	(略)																							
名鉄バス株式会社春日井営業所	(略)																							
名鉄観光バス株式会社	(略)																							

頁	行	修正前	修正後	備考
		(6) 確認対象車両 (略) ア～ケ (略) (追加)	(6) 確認対象車両 (略) ア～ケ (略) <u>ユ 被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティアの輸送</u>	対策の追加
159	27	2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」市有自動車(要配慮者搬送用) (資料4-3) 災害時における物資調達に関する協定(資料5- <u>43</u> ~ <u>47</u> 、 <u>49</u> 、 <u>50</u>) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5- <u>51</u>) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5- <u>52</u>) 災害時における人員輸送に関する協定(資料5-21、22) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)	2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」市有自動車(要配慮者搬送用) (資料4-3) 災害時における物資調達に関する協定(資料5- <u>44</u> ~ <u>48</u> 、 <u>50</u> 、 <u>51</u>) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定(資料5- <u>52</u>) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定(資料5- <u>53</u>) 災害時における人員輸送に関する協定(資料5-21、22) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)	地域防災計画(様式・資料集)との整合
164	24	第6章 要配慮者対策 第2節 要配慮者への対応 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (4) <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じて依頼)。</u>	第6章 要配慮者対策 第2節 要配慮者への対応 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	表記の整理
166	30	第7章 都市施設の応急対策 第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 (追加)	第7章 都市施設の応急対策 第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 <u>なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目</u>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
177	10	<p>第8章 交通対策及び災害警備</p> <p>第3節 災害警備</p> <p>1 災害警備活動</p> <p>(1) 大規模災害が発生したときの対策</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>検視及び行方不明者の搜索</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>安を明示するものとする。</u></p> <p>第8章 交通対策及び災害警備</p> <p>第3節 災害警備</p> <p>1 災害警備活動</p> <p>(1) 大規模災害が発生したときの対策</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>行方不明者の搜索、行方不明者相談窓口の設置</u></p> <p>ケ <u>遺体の検視</u></p>	表記の整理
177	16	<p>2 防犯・地域安全活動</p> <p>各種犯罪の未然防止のため、<u>警ら警戒及び広報活動を強化し</u>、防犯連絡所を拠点として、次の地域安全活動を促進する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 防犯・地域安全活動</p> <p>各種犯罪の未然防止のため、<u>パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い</u>、防犯連絡所を拠点として、次の地域安全活動を促進する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
178	5	<p>第9章 廃棄物対策</p> <p>第1節 ごみの収集及び処理</p> <p>1 処理体制の確保</p> <p>災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、平常時に災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設等の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>収集車両の被害状況を把握し、必要な収集車両を確保する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 応援・協力要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>第9章 廃棄物対策</p> <p>第1節 ごみの収集及び処理</p> <p>1 処理体制の確保</p> <p><u>市は</u>、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、平常時に災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物<u>(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)</u>の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設等の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>清掃事業所の非常点検を行い、施設、設備及び収集車両の被害状況を把握し、必要な収集車両を確保する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 応援・協力要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		(追加)	<p>被災時の支援体制</p>	
179	22	<p>2 収集・処理方法 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 (資料2-5) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料5-65) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料5-66)</p>	<p>2 収集・処理方法 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 (資料2-5) <u>ごみ処理相互援助に関する協定書 (資料5-62)</u> <u>災害時におけるフロン類の回収に関する協定書 (資料5-63)</u> 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 (資料5-64~66) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 (資料5-67)</p>	地域防災計画 (様式・資料集) との整合
181	22	<p>第3節 がれき対策</p> <p>1 流入した土石等の障害物の除去 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-24) 障害物除去状況記録簿 (第25号様式)</p>	<p>第3節 がれき対策</p> <p>1 流入した土石等の障害物の除去 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-24、26) 障害物除去状況記録簿 (第25号様式)</p>	地域防災計画 (様式・資料集) との整合
185	23	<p>第10章 教育対策</p> <p>第2節 学校教育の早期再開</p> <p>5 教科書・学用品等の給与</p>	<p>第10章 教育対策</p> <p>第2節 学校教育の早期再開</p> <p>5 教科書・学用品等の給与</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考																	
		<p>避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。</p> <p>なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。</p> <p>ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>（追加）</p>	<p>(1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。</p> <p>なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。</p> <p>ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。</p> <p>(2) 県は、<u>県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																	
187	8	<p>第11章 災害救助法の適用</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定して行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第11章 災害救助法の適用</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、<u>市単位</u>で知事が指定して行う。</p> <p>（略）</p>	<p>災害救助法に関する記載の充実</p>																	
187	30	<p>2 救助の種類</p> <p>救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受け、又は知事の補助機関として実施する。</p> <p>(1) 知事の実施する救助は、次のとおりである。</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>イ 被災住宅の応急修理</p> <p>(2) <u>日本赤十字社愛知県支部の行う救助は、医療及び助産とする。</u></p> <p>(3) <u>市長の実施する救助は、次のとおりである。</u></p> <p>ア 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与</p> <p>イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>2 救助の種類</p> <p>救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。</p> <p><u>なお、委任は災害救助法が適用された都度、県からの通知を受けることにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 1197 1809 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		<p>災害救助法に関する記載の充実</p>
救助の種類	実施者																				
	局地災害の場合	広域災害の場合																			
避難所の設置	市（県が委任）																				
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																				
食品の給与	市（県が委任）																				
飲料水の給与	市（県が委任）																				

頁	行	修正前	修正後	備考																														
		<p>エ 被災者の救出 オ 学用品の給与 カ 遺体の埋葬 キ 遺体の搜索 ク 遺体の処理 ケ 流入した土石等の障害物の除去</p>	<table border="1"> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索及び処理</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </table> <p>また、市は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p>	被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）		埋葬	市（県が委任）		死体の搜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																	
医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																
被災者の救出	市（県が委任）																																	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）																																
学用品の給与																																		
市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																	
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																																	
埋葬	市（県が委任）																																	
死体の搜索及び処理	市（県が委任）																																	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																	
189	5	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付</p> <p>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付</p> <p>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援</p>	<p>対策の追加</p>																														

頁	行	修正前	修正後	備考
		(略)	<u>するシステムの活用について検討するものとする。</u> (略)	
192	9	第4節 復旧に係る資金融資 1 災害復興住宅資金融資 住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年7月6日法律第82号)に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。	第4節 復旧に係る資金融資 1 災害復興住宅資金融資 <u>独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年7月6日法律第82号)に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。</u>	表記の整理
193	1	(追加)	<u>第2章 復興体制</u> <u>1 復興体制の基本方針</u> <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u> <u>また、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求めることとし、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。</u> <u>2 市復興計画の策定</u> <u>市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u> <u>3 職員の派遣要請</u> <u>(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)</u> <u>市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u> <u>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)</u>	対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p> <p>(3) <u>職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）</u></p> <p>市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</p>	
193	1	第2章 公共施設の災害復旧計画 (略)	第3章 公共施設の災害復旧計画 (略)	表記の整理
197	1	第3章 暴力団等への対策 (略)	第4章 暴力団等への対策 (略)	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
200	1	計画資料 資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 月</th> <th colspan="3">気 温</th> <th colspan="2">風 速</th> <th rowspan="3">降雨日数</th> <th rowspan="3">降 雨 量</th> <th colspan="2">日最大降雨量</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>月 日</th> <th>降 雨 量</th> </tr> <tr> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>m</th> <th>m</th> <th></th> <th>mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>16.8</td> <td>38.3</td> <td>-1.8</td> <td>3.4</td> <td>18.3</td> <td>109</td> <td>1,587.5</td> <td>10月9日</td> <td>64.0</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16.4</td> <td>37.0</td> <td>-2.4</td> <td>3.6</td> <td>18.6</td> <td>107</td> <td>1,517.0</td> <td>9月20日</td> <td>193.5</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>15.8</td> <td>37.4</td> <td>-5.3</td> <td>3.6</td> <td>23.5</td> <td>99</td> <td>1,192.0</td> <td>9月30日</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>16.4</td> <td>37.8</td> <td>-3.4</td> <td>3.7</td> <td>20.6</td> <td>91</td> <td>1,126.5</td> <td>9月4日</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16.1</td> <td>37.8</td> <td>-2.0</td> <td>3.7</td> <td>18.8</td> <td>111</td> <td>1,247.0</td> <td>8月6日</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>26年 1</td> <td>4.6</td> <td>12.0</td> <td>-2.0</td> <td>3.8</td> <td>14.8</td> <td>4</td> <td>28.0</td> <td>1月8日</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5.3</td> <td>16.3</td> <td>-2.0</td> <td>5.1</td> <td>14.8</td> <td>5</td> <td>97.5</td> <td>2月14日</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9.2</td> <td>20.3</td> <td>-1.2</td> <td>4.5</td> <td>17.0</td> <td>12</td> <td>106.0</td> <td>3月13日</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>14.5</td> <td>24.6</td> <td>4.6</td> <td>3.6</td> <td>17.8</td> <td>9</td> <td>71.5</td> <td>4月30日</td> <td>36.5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>19.5</td> <td>32.5</td> <td>8.0</td> <td>4.3</td> <td>18.8</td> <td>7</td> <td>88.5</td> <td>5月26日</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24.1</td> <td>34.5</td> <td>17.5</td> <td>3.0</td> <td>12.8</td> <td>10</td> <td>43.0</td> <td>6月5日</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>27.4</td> <td>37.8</td> <td>19.4</td> <td>3.0</td> <td>13.9</td> <td>10</td> <td>98.0</td> <td>7月5日</td> <td>53.0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>27.0</td> <td>35.1</td> <td>20.9</td> <td>3.3</td> <td>18.8</td> <td>18</td> <td>290.5</td> <td>8月6日</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>23.5</td> <td>31.9</td> <td>15.5</td> <td>3.1</td> <td>11.9</td> <td>8</td> <td>159.5</td> <td>9月25日</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>19.0</td> <td>28.6</td> <td>6.8</td> <td>3.5</td> <td>18.0</td> <td>8</td> <td>124.0</td> <td>10月13日</td> <td>56.5</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>13.3</td> <td>22.7</td> <td>4.4</td> <td>3.1</td> <td>14.1</td> <td>9</td> <td>78.5</td> <td>11月1日</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>5.5</td> <td>15.5</td> <td>-1.7</td> <td>3.8</td> <td>13.8</td> <td>11</td> <td>62.0</td> <td>12月16日</td> <td>18.0</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量		平均	最高	最低	平均	最高	月 日	降 雨 量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成22年	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0	23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	26年 1	4.6	12.0	-2.0	3.8	14.8	4	28.0	1月8日	15.0	2	5.3	16.3	-2.0	5.1	14.8	5	97.5	2月14日	34.5	3	9.2	20.3	-1.2	4.5	17.0	12	106.0	3月13日	34.5	4	14.5	24.6	4.6	3.6	17.8	9	71.5	4月30日	36.5	5	19.5	32.5	8.0	4.3	18.8	7	88.5	5月26日	30.0	6	24.1	34.5	17.5	3.0	12.8	10	43.0	6月5日	11.5	7	27.4	37.8	19.4	3.0	13.9	10	98.0	7月5日	53.0	8	27.0	35.1	20.9	3.3	18.8	18	290.5	8月6日	96.0	9	23.5	31.9	15.5	3.1	11.9	8	159.5	9月25日	50.5	10	19.0	28.6	6.8	3.5	18.0	8	124.0	10月13日	56.5	11	13.3	22.7	4.4	3.1	14.1	9	78.5	11月1日	32.0	12	5.5	15.5	-1.7	3.8	13.8	11	62.0	12月16日	18.0	計画資料 資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 月</th> <th colspan="3">気 温</th> <th colspan="2">風 速</th> <th rowspan="3">降雨日数</th> <th rowspan="3">降 雨 量</th> <th colspan="2">日最大降雨量</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>月 日</th> <th>降 雨 量</th> </tr> <tr> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>℃</th> <th>m</th> <th>m</th> <th></th> <th>mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>16.4</td> <td>37.0</td> <td>-2.4</td> <td>3.6</td> <td>18.6</td> <td>107</td> <td>1,517.0</td> <td>9月20日</td> <td>193.5</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>15.8</td> <td>37.4</td> <td>-5.3</td> <td>3.6</td> <td>23.5</td> <td>99</td> <td>1,192.0</td> <td>9月30日</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>16.4</td> <td>37.8</td> <td>-3.4</td> <td>3.7</td> <td>20.6</td> <td>91</td> <td>1,126.5</td> <td>9月4日</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16.1</td> <td>37.8</td> <td>-2.0</td> <td>3.7</td> <td>18.8</td> <td>111</td> <td>1,247.0</td> <td>8月8日</td> <td>96.0</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>16.7</td> <td>42.0</td> <td>-1.7</td> <td>3.5</td> <td>22.5</td> <td>117</td> <td>1,565.5</td> <td>8月29日</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>27年 1</td> <td>5.0</td> <td>12.8</td> <td>-1.7</td> <td>4.4</td> <td>16.0</td> <td>6</td> <td>80.5</td> <td>1月26日</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5.4</td> <td>15.2</td> <td>-1.7</td> <td>4.0</td> <td>15.4</td> <td>6</td> <td>16.5</td> <td>2月26日</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9.9</td> <td>24.0</td> <td>-1.1</td> <td>3.8</td> <td>15.4</td> <td>11</td> <td>107.0</td> <td>3月18日</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>15.5</td> <td>29.5</td> <td>6.0</td> <td>3.2</td> <td>12.9</td> <td>14</td> <td>112.0</td> <td>4月5日</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>21.9</td> <td>34.4</td> <td>11.4</td> <td>3.6</td> <td>14.2</td> <td>6</td> <td>95.5</td> <td>5月12日</td> <td>47.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>22.7</td> <td>34.2</td> <td>12.8</td> <td>3.3</td> <td>14.4</td> <td>12</td> <td>164.5</td> <td>6月28日</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>27.0</td> <td>39.1</td> <td>18.5</td> <td>3.3</td> <td>13.5</td> <td>14</td> <td>195.0</td> <td>7月1日</td> <td>47.5</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>28.3</td> <td>42.0</td> <td>19.9</td> <td>3.0</td> <td>14.8</td> <td>13</td> <td>289.5</td> <td>8月29日</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>23.0</td> <td>33.3</td> <td>15.7</td> <td>3.2</td> <td>22.5</td> <td>13</td> <td>242.5</td> <td>9月6日</td> <td>55.5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>18.4</td> <td>28.1</td> <td>8.3</td> <td>3.5</td> <td>14.6</td> <td>6</td> <td>64.0</td> <td>10月11日</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>14.0</td> <td>24.2</td> <td>3.3</td> <td>2.6</td> <td>14.6</td> <td>9</td> <td>115.5</td> <td>11月9日</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>9.2</td> <td>22.3</td> <td>0.0</td> <td>3.6</td> <td>15.7</td> <td>7</td> <td>83.0</td> <td>12月11日</td> <td>51.0</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量		平均	最高	最低	平均	最高	月 日	降 雨 量	℃	℃	℃	m	m		mm	平成23年	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5	24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月8日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	27年 1	5.0	12.8	-1.7	4.4	16.0	6	80.5	1月26日	25.0	2	5.4	15.2	-1.7	4.0	15.4	6	16.5	2月26日	7.0	3	9.9	24.0	-1.1	3.8	15.4	11	107.0	3月18日	34.5	4	15.5	29.5	6.0	3.2	12.9	14	112.0	4月5日	23.5	5	21.9	34.4	11.4	3.6	14.2	6	95.5	5月12日	47.0	6	22.7	34.2	12.8	3.3	14.4	12	164.5	6月28日	38.0	7	27.0	39.1	18.5	3.3	13.5	14	195.0	7月1日	47.5	8	28.3	42.0	19.9	3.0	14.8	13	289.5	8月29日	57.0	9	23.0	33.3	15.7	3.2	22.5	13	242.5	9月6日	55.5	10	18.4	28.1	8.3	3.5	14.6	6	64.0	10月11日	29.0	11	14.0	24.2	3.3	2.6	14.6	9	115.5	11月9日	20.0	12	9.2	22.3	0.0	3.6	15.7	7	83.0	12月11日	51.0	表記の整理
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平均	最高		最低	平均			最高			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成22年	16.8	38.3	-1.8	3.4	18.3	109	1,587.5	10月9日	64.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26年 1	4.6	12.0	-2.0	3.8	14.8	4	28.0	1月8日	15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	5.3	16.3	-2.0	5.1	14.8	5	97.5	2月14日	34.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	9.2	20.3	-1.2	4.5	17.0	12	106.0	3月13日	34.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	14.5	24.6	4.6	3.6	17.8	9	71.5	4月30日	36.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	19.5	32.5	8.0	4.3	18.8	7	88.5	5月26日	30.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	24.1	34.5	17.5	3.0	12.8	10	43.0	6月5日	11.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	27.4	37.8	19.4	3.0	13.9	10	98.0	7月5日	53.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	27.0	35.1	20.9	3.3	18.8	18	290.5	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	23.5	31.9	15.5	3.1	11.9	8	159.5	9月25日	50.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	19.0	28.6	6.8	3.5	18.0	8	124.0	10月13日	56.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	13.3	22.7	4.4	3.1	14.1	9	78.5	11月1日	32.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	5.5	15.5	-1.7	3.8	13.8	11	62.0	12月16日	18.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日最大降雨量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平均	最高	最低	平均	最高			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	℃	℃	℃	m	m				mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成23年	16.4	37.0	-2.4	3.6	18.6	107	1,517.0	9月20日	193.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月8日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27年 1	5.0	12.8	-1.7	4.4	16.0	6	80.5	1月26日	25.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	5.4	15.2	-1.7	4.0	15.4	6	16.5	2月26日	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	9.9	24.0	-1.1	3.8	15.4	11	107.0	3月18日	34.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	15.5	29.5	6.0	3.2	12.9	14	112.0	4月5日	23.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	21.9	34.4	11.4	3.6	14.2	6	95.5	5月12日	47.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	22.7	34.2	12.8	3.3	14.4	12	164.5	6月28日	38.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	27.0	39.1	18.5	3.3	13.5	14	195.0	7月1日	47.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	28.3	42.0	19.9	3.0	14.8	13	289.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	23.0	33.3	15.7	3.2	22.5	13	242.5	9月6日	55.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	18.4	28.1	8.3	3.5	14.6	6	64.0	10月11日	29.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	14.0	24.2	3.3	2.6	14.6	9	115.5	11月9日	20.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	9.2	22.3	0.0	3.6	15.7	7	83.0	12月11日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
188	1	<p>(2) 警報・注意報発表状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th rowspan="2">警 報</th> <th colspan="4">注意報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <th rowspan="2">洪水</th> <th rowspan="2">雷</th> <th rowspan="2">強 風</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>暴 風</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>256</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>61</td> <td>33</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>252</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>74</td> <td>25</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>267</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>68</td> <td>36</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>272</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>26年 1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>52</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成27年版</p>	年 月	警 報	注意報				大雨	洪水	雷	強 風	その他	大雨	洪水	暴 風	その他	平成22年	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70	23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81	24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96	26年 1	0	0	0	0	0	10	0	0	1	1	8	2	0	0	0	0	0	14	0	0	0	2	12	3	0	0	0	0	0	30	2	2	3	2	21	4	0	0	0	0	0	17	1	1	2	3	10	5	0	0	0	0	0	15	0	1	3	2	9	6	0	0	0	0	0	26	5	5	11	0	5	7	2	1	1	0	0	36	9	8	15	1	3	8	5	3	2	0	0	52	18	17	15	1	1	9	2	1	1	0	0	26	7	7	6	0	6	10	6	2	2	2	0	20	4	4	4	4	4	11	0	0	0	0	0	12	0	0	4	1	7	12	1	0	0	0	1	14	0	0	3	1	10	<p>(2) 警報・注意報発表状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月</th> <th rowspan="2">警 報</th> <th colspan="4">注意報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <th rowspan="2">洪水</th> <th rowspan="2">雷</th> <th rowspan="2">強 風</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>大雨</th> <th>洪水</th> <th>暴 風</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>252</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>74</td> <td>25</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>287</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>68</td> <td>36</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>229</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>30</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>272</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>181</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>51</td> <td>12</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>27年 1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成28年版</p>	年 月	警 報	注意報				大雨	洪水	雷	強 風	その他	大雨	洪水	暴 風	その他	平成23年	18	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81	24	28	13	11	3	1	287	45	41	68	36	77	25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96	27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	27年 1	0	0	0	0	0	13	0	0	1	4	8	2	0	0	0	0	0	12	0	0	0	2	10	3	0	0	0	0	0	21	1	0	1	2	17	4	0	0	0	0	0	11	0	0	4	0	7	5	0	0	0	0	0	18	1	1	4	1	11	6	0	0	0	0	0	10	2	1	5	0	2	7	0	0	0	0	0	14	2	2	8	0	2	8	4	2	2	0	0	33	10	9	14	0	0	9	2	1	0	1	0	25	7	6	7	2	3	10	6	2	2	2	0	12	1	1	4	0	6	11	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	3	12	0	0	0	0	0	7	1	0	1	1	4	表記の整理
年 月	警 報	注意報				大雨	洪水	雷						強 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		大雨	洪水	暴 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成22年	6	4	2	0	0	256	46	46	61	33	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	16	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26年 1	0	0	0	0	0	10	0	0	1	1	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	0	0	0	0	0	14	0	0	0	2	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	0	0	0	0	0	30	2	2	3	2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	0	0	0	0	0	17	1	1	2	3	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	0	0	0	0	0	15	0	1	3	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	0	0	0	0	0	26	5	5	11	0	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	2	1	1	0	0	36	9	8	15	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	5	3	2	0	0	52	18	17	15	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	2	1	1	0	0	26	7	7	6	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	6	2	2	2	0	20	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	0	0	0	0	0	12	0	0	4	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	1	0	0	0	1	14	0	0	3	1	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年 月	警 報	注意報				大雨	洪水	雷	強 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		大雨	洪水	暴 風	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成23年	18	7	7	1	1	252	37	35	74	25	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	28	13	11	3	1	287	45	41	68	36	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27年 1	0	0	0	0	0	13	0	0	1	4	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	0	0	0	0	0	12	0	0	0	2	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	0	0	0	0	0	21	1	0	1	2	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	0	0	0	0	0	11	0	0	4	0	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	0	0	0	0	0	18	1	1	4	1	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	0	0	0	0	0	10	2	1	5	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	0	0	0	0	0	14	2	2	8	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	4	2	2	0	0	33	10	9	14	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	2	1	0	1	0	25	7	6	7	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	6	2	2	2	0	12	1	1	4	0	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	0	0	0	0	0	7	1	0	1	1	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
202	1	<p>資料4 過去の主な風水害等 (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成27年修正）</p>	<p>資料4 過去の主な風水害等 (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成28年修正）</p>	表記の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
213	1	<p>資料5 東海地方に影響のあった主な台風 (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成27年修正）</p>	<p>資料5 東海地方に影響のあった主な台風 (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成28年修正）</p>	表記の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

頁	行	修正前	修正後	備考															
226	1	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌	表記の整理															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局部 (略)</td> <td>「本部班」 (略)</td> <td> 1 (略) 2 部長会議の開催に関する こと。 3 被害状況のとりまとめ に関する こと。 4 被害状況の関係機関へ の報告に関する こと。 5 避難の勧告、指示に関する こと。 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請に関する こと。 7 (略) 8 (略) 9 各部との連絡調整及び 活動状況のとりまとめに に関する こと。 10 (略) </td> </tr> <tr> <td>「総務班」 (略)</td> <td> 1 行政無線、電話等の通信 の統制・確保に関する こと。 2 車両及び応急災害用資 機材の調達に関する こと。 3～5 (略) (追加) 6 (略) 7 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者		担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議の開催に関する こと。 3 被害状況のとりまとめ に関する こと。 4 被害状況の関係機関へ の報告に関する こと。 5 避難の勧告、指示に関する こと。 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請に関する こと。 7 (略) 8 (略) 9 各部との連絡調整及び 活動状況のとりまとめに に関する こと。 10 (略)	「総務班」 (略)	1 行政無線、電話等の通信 の統制・確保に関する こと。 2 車両及び応急災害用資 機材の調達に関する こと。 3～5 (略) (追加) 6 (略) 7 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局部 (略)</td> <td>「本部班」 (略)</td> <td> 1 (略) 2 部長会議に関する こと。 3 被害状況の集約に関する こと。 4 被害状況の関係機関へ の伝達に関する こと。 5 避難情報の検討、発令に に関する こと。 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請の決定に に関する こと。 7 (略) 8 (略) 9 各部との連絡調整及び 活動状況の集約に関する こと。 10 (略) </td> </tr> <tr> <td>「総務班」 (略)</td> <td> 1 行政無線、電話等の通信 の統制、確保、運用に に関する こと。 2 車両及び応急災害用資 機材の調達、確保に に関する こと。 3～5 (略) 6 庁舎駐車場の確保、エレ ベーターの稼働指示に に関する こと。 7 (略) 8 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議に関する こと。 3 被害状況の集約に関する こと。 4 被害状況の関係機関へ の伝達に関する こと。 5 避難情報の検討、発令に に関する こと。 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請の決定に に関する こと。 7 (略) 8 (略) 9 各部との連絡調整及び 活動状況の集約に関する こと。 10 (略)	「総務班」 (略)
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																	
本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議の開催に関する こと。 3 被害状況のとりまとめ に関する こと。 4 被害状況の関係機関へ の報告に関する こと。 5 避難の勧告、指示に関する こと。 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請に関する こと。 7 (略) 8 (略) 9 各部との連絡調整及び 活動状況のとりまとめに に関する こと。 10 (略)																	
	「総務班」 (略)	1 行政無線、電話等の通信 の統制・確保に関する こと。 2 車両及び応急災害用資 機材の調達に関する こと。 3～5 (略) (追加) 6 (略) 7 (略)																	
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																	
本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議に関する こと。 3 被害状況の集約に関する こと。 4 被害状況の関係機関へ の伝達に関する こと。 5 避難情報の検討、発令に に関する こと。 6 自衛隊の派遣要請及び 広域応援要請の決定に に関する こと。 7 (略) 8 (略) 9 各部との連絡調整及び 活動状況の集約に関する こと。 10 (略)																	
	「総務班」 (略)	1 行政無線、電話等の通信 の統制、確保、運用に に関する こと。 2 車両及び応急災害用資 機材の調達、確保に に関する こと。 3～5 (略) 6 庁舎駐車場の確保、エレ ベーターの稼働指示に に関する こと。 7 (略) 8 (略)																	

頁	行	修正前			修正後			備考
				8 罹災証明書の発行に係る被害調査、手続きに関すること。 9 (略)			9 罹災証明書に関すること。 10 (略)	
		動員部 (略)	(略)	1～3 (略) (追加) 4～6 (略)	動員部 (略)	(略)	1～3 (略) 4 参集職員の把握に関すること 5～7 (略)	
		情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1 避難の勧告・指示の広報に関すること。 2 (略) 3 避難勧告等の区・町内会・自治会長への電話連絡に関すること。 4 (略) 5 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。 6 (略)	情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1 避難情報の広報に関すること。 2 (略) 3 避難情報等の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関すること。 4 (略) 5 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 6 (略)	
							「収集整理班」 (略)	1～5 (略) 6 ホワイトボード等を使用した市民窓口部への情報開示に関すること。 7 市民窓口部等で受け付けた災害通報処理票(第14号様式)のデータの作成・管理、情報処理に関すること。 8 (略)
		技術部 部長	(略)	(共通事項) 1 (略) 2 (略)	技術部 部長	(略)	(共通事項) 1 (略) 2 (略)	

頁	行	修正前			修正後			備考
		<p>◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 <u>○まちづくり推進部次長</u></p> <p>総括担当者 (略)</p>		<p>3 市民窓口部における電話当番職員(3名)の配置に関すること。 (水防に関すること)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作、スクリーンの巡視に関すること。</p> <p>3 (略) (調査に関すること)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4～7 (略) (復旧に関すること)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 道路障害物の除去及び道路警戒に関すること。</p> <p>4～7 (略) (給水に関すること)</p> <p>(略)</p>	<p>◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 (削除)</p> <p>総括担当者 (略)</p>		<p>3 災害情報室における電話当番職員(3名)の配置に関すること。 (水防に関すること)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関すること。</p> <p>3 (略) (調査に関すること)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4～7 (略) (復旧に関すること)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。</p> <p>4～7 (略) (給水に関すること)</p> <p>(略)</p>	
		<p><u>避難部</u> (略)</p>	(略)	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>1 避難所の開設、管理に係る指定避難所配備職員の</p>	<p><u>避難部</u> (略)</p>	(略)	<p>1 <u>避難所業務に係る指定避難所配備職員派遣に関すること。</u></p> <p>2 <u>指定避難所及び福祉避難所の業務管理に関すること。</u> (削除)</p>	

頁	行	修正前			修正後			備考
				<u>派遣に関すること。</u> <u>2～9 (略)</u>			<u>3～10 (略)</u>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救護福祉部 (略)</div>	「救護班」 (略)	1 (略) (追加) (追加) <u>2～6 (略)</u> 7 <u>開設避難所への保健師、 看護師等の派遣に関する こと。(避難部と協働す る。)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> (追加) (追加) <u>10 (略)</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救護福祉部 (略)</div>	「救護班」 (略)	1 (略) 2 <u>指定避難所及び福祉避 難所への職員(保健師、看 護師等)の派遣に関する こと。</u> 3 <u>福祉避難所業務に関す ること。</u> <u>4～8 (略)</u> (削除) <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> 11 <u>福祉施設の被害調査及 び応急復旧に関すること。</u> 12 <u>要配慮者班の行う要配 慮者対策の支援に関する こと。</u> <u>13 (略)</u>	
			「要配慮者 班」 (略)	1 要配慮者避難支援に関 すること。(区・町内会・ 自治会長への電話連絡は、 情報管理部広報伝達班と 協働する。) (追加) (追加)	「要配慮者 班」 (略)	1 要配慮者の避難支援に 関すること。(区・町内会・ 自治会長への電話連絡等 は、情報管理部広報伝達班 と協働する。) 2 <u>指定避難所及び福祉避 難所への職員(保健師、看 護師等)の派遣に関する こと。</u> 3 <u>福祉避難所業務に関す ること。</u>		

頁	行	修正前		修正後		備考		
				<u>2</u> ～ <u>7</u> (略) (追加)		<u>4</u> ～ <u>9</u> (略)		
		物資供給部 (略)	(略)	<u>1</u> ～ <u>5</u> (略)	物資供給部 (略)	(略)	<u>1</u> 避難部との情報共有に 関すること <u>2</u> ～ <u>6</u> (略)	
		ボランティア 部 (略)	(略)	1 (略) 2 ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。 3 (略) 4 (略) 5 避難勧告等の区・町内会・自治会長への電話連絡に関すること。(情報管理部広報伝達班の応援)	ボランティア 部 (略)	(略)	1 (略) 2 災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。 3 (略) 4 (略) 5 避難勧告等の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関すること。(情報管理部広報伝達班の応援)	